

平成27年度

所管事項の概要

平成27年5月

教育委員会

目 次

教育総務課	1
教育政策課	3
教育財務課	4
学校経理・施設課	5
教職員課	6
福利・給与課	8
高校教育課	10
小中学校教育課	13
学力向上推進プロジェクトチーム	15
特別支援教育課	16
生徒指導課	19
人権教育課	21
保健体育課	23
社会教育・文化財保護課	26
研修企画・支援課	29
研修推進課	31

《教育総務課》

課長 長崎 敬之
(電話 059-224-2946)

1 教育委員会の会議

毎月、定例の委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催し、議案等を審議します。

2 教育行政の総合企画及び連絡調整

教育行政の長期計画、重要施策の推進に関する総合企画、連絡調整を行います。

- (1) 「みえ県民力ビジョン」の推進と進行管理（教育委員会関係）
- (2) 重要事業の策定に関する総合調整
- (3) 懸案事項の処理状況の把握とその進行管理
- (4) 陳情及び請願に関する総合調整

3 広聴・広報事務

教育に関する県民のニーズや意見を把握するとともに、教育施策を広く周知するため、広聴・広報活動を行うほか、連絡調整を行います。

- (1) 教育委員会ホームページの管理
- (2) 「学校名簿」の作成
県内の幼・小・中・高・特別支援学校、高専、短大、大学の所在地等をまとめて教育委員会ホームページに掲載し、教育関係者の利用に供します。
- (3) 教育委員会に係る広聴・広報活動の連絡調整

4 教育公報の発行

教育公報発行に関する規則に基づき、教育委員会の定める規則、告示のほか、規程、訓令、公告等の公表を要するものをまとめて公表します。

5 公益法人等の監督及び指導

教育委員会関係の公益法人等に対する監督、指導を行います。

6 教育功労者の表彰

学校教育、社会教育、学術文化、学校保健、教育行政の各分野において、功績が顕著な者を教育功労者として表彰します。

7 後援名義の使用承認

教育委員会関係の後援名義の使用承認を行います。

8 教育行政相談

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政相談窓口を設置し、県民からの相談に対応します。

9 情報業務の推進及び調整

教育委員会の情報業務の推進・調整や電子情報のセキュリティー対策を行います。

10 「学校情報ネットワークシステム」の管理運営

県立学校のすべての教職員が教育活動でパソコンを活用するインフラとしての「学校情報ネットワーク」を管理運営します。

また、校務情報の一元管理と校務処理の標準化を実現するシステムの整備を進めます。

11 危機管理の推進

教育委員会や公立学校の危機管理を推進します。

12 防災の推進

教育委員会の防災体制を確立し、公立学校の防災教育・防災対策を推進します。

1 教育改革の総合的な推進

社会の変化や多様な学習ニーズに対応するため、県立高等学校の活性化や公立・私立の高等学校のあり方に係る検討など、自立する力、共に生きる力を育むための教育改革を総合的に推進します。

2 三重県教育改革推進会議

国が進める教育改革の動きをふまえ、本県の教育改革に関する重要な事項等について、多面的、専門的な見地から調査を行い、広い視野から審議します。

3 次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定

現行の「三重県教育ビジョン」の計画期間が平成27年度で終了することから、次期三重県教育ビジョン(仮称)を策定します。策定にあたっては、総合教育会議において策定する「教育の振興に関する総合的な施策の大綱」を踏まえ、教育改革推進会議で審議し作業を進めます。

4 県立高等学校活性化の推進

平成25年3月に策定した「県立高等学校活性化計画」に基づき、県立高等学校の活性化を推進します。特に中学校卒業生数の大幅な減少が予想される地域においては、協議会を設置し、地域の意見を聴きながら県立高等学校の活性化に係る具体策や今後のあり方について協議します。

5 県立高等学校の募集定員の策定

今後、中学校卒業生数の減少が続くことが予想されることから、三重県公立高等学校協議会などにおいて、中長期的な展望に立った協議を継続的にを行い、適正な募集定員を策定します。

《教育財務課》

課長 中西 秀行
(電話 059-224-2943)

1 教育委員会の予算・経理

教育委員会の予算・決算を調製し、事務局の経理を行います。

2 修学支援制度

勉学意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等の修学が困難になっている者に対し修学奨学金を貸与するなど、修学の支援を行います。

3 教育費の負担軽減

教育に係る経済的負担軽減の適正な実施を図るため、高等学校就学支援金と高校生等奨学給付金の円滑な支給などを行います。

《学校経理・施設課》

課長 釜須 義宏
(電話 059-224-2955)

1 県立学校運営費

県立学校運営費の効率的な執行を促し、適切な管理を行います。

2 県立学校の施設整備

(1) 耐震対策

安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能確保のため、非構造部材(※)の耐震対策を行います。

(2) 高等学校の活性化にかかる施設の整備

県立高等学校活性化計画に対応した施設整備を行います。

(3) 特別支援学校の施設整備

三重県特別支援教育推進基本計画に対応した施設整備を行います。

(4) 老朽施設の改修等

老朽化した施設・設備の改修やバリアフリー化に向けた対応を行います。

3 県立学校の財産管理

(1) 学校施設の修繕

建物の維持管理のため、校舎等の修繕を行います。

(2) 学校施設の保守点検、管理

電気設備、合併浄化槽、給排水施設等の保守点検、管理を行います。

4 市町等立学校の施設整備の支援

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく国庫負担等事業の適正な執行のための支援を行います。

5 市町等立学校の設置及び廃止等の認可・届出

学校教育法第4条の規定による設置、廃止等の認可等を行います。

※ 非構造部材とは、柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、窓ガラス、設備機器、家具等を指します。

《教職員課》

課長 小見山 幸弘
(電話 059-224-2956)

1 教職員の適正配置

(1) 定数策定と教員配置

公立学校の学級編制及び教職員の定数を国の配置基準を標準として定めるとともに、各学校における児童生徒の学力向上、進路指導、生徒指導等を支援するための教員を配置します。

(2) 少人数教育の推進

国における小学校1年生での35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可能)を引き続き実施します。

平成24年度からは、国の加配定数を活用し、小学校2年生の36人以上学級を解消しています。

あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支援します。

(3) 教職員の人事

教職員一人ひとりが能力や意欲を十分に発揮し、児童生徒の視点に立った教育を一層推進することができるよう、校長の意見を十分尊重して教職員の人事配置を適切に行います。

2 教職員の採用

筆答試験(教養、専門)とともに、技能・実技試験、集団面接、個人面接など、適性や人物評価を重視した選考を実施し、教員としてふさわしい優れた人材を採用します。

教員採用選考試験	第一次選考試験	7月18日
	第二次選考試験	8月16日～28日

3 教職員の資質向上

(1) 免許状の検定、授与

教育職員免許状の検定事務等を行い、免許状を授与します。

(2) 教員免許更新

平成21年4月1日から導入された教員免許更新制を円滑に実施します。

(3) 免許法認定講習の開設

教職員の資質向上のため、特別支援学校教諭免許状や上級免許状の取得に必要な単位を修得するための講習を開設します。

(4) 指導が不適切である教員等への対応

指導が不適切であると考えられる教員や職務遂行能力等に課題があると考えられる職員への研修等を実施し、指導改善や職務遂行能力の向上等を図ります。

4 新たな人事評価制度の構築

地方公務員法の一部改正に伴う新たな人事評価制度について、平成28年4月からの導入をめざし、平成27年4月から1年間、能力及び実績に基づく人事評価制度の試行に取り組みます。

5 教職員の再任用

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を活用するなどの観点から、定年退職者で働く意欲と能力を有する者の再任用制度を継続し、適切に対応します。

6 教職員人事管理システムの運用管理

教職員人事管理システムを適正に運用し、各学校における人事配置、定数管理、人事異動、採用試験等の業務の簡素化・効率化を図ります。

7 事務局の適正な組織運営と職員の配置

教育委員会事務局の組織・定数の適正化を図るとともに、教育行政を円滑に、また効果的に推進するための職員を配置します。

8 教職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、公務又は通勤に起因する教職員の災害に対する補償を行います。

9 教職員に関連する争訟への対応

教職員に関わる争訟事務を担当し、処分等の適法性、妥当性について、適切に対応します。

10 教職員が働きやすい環境づくり

教職員にとって働きやすい環境としていくため、総勤務時間の縮減につながる業務の簡素化・効率化、勤務条件の改善等を進めます。

《福利・給与課》

課長 紀平 益美
(電話 059-224-2950)

1 教職員の給与

- (1) 公立学校職員の給与管理及び支給に関する事務を行います。
- (2) 公立学校職員の給与及び旅費の制度に関する事務を行います。
- (3) 公立学校職員の給与、その他人件費等の予算経理及び決算に関する事務を行います。
- (4) 義務教育費国庫負担金等の申請、請求及び決算経理に関する事務を行います。

2 教職員の福利

(1) 県立学校教職員の健康管理

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づく健康診断を実施し、決定された指導区分に基づき必要な健康指導を行います。

(2) 教職員安全衛生管理体制の整備

「三重県立学校職員安全衛生管理規程」に基づき、県立学校における健康管理体制を整備し、あわせて各市町教育委員会による安全衛生管理体制の整備を支援します。

また、「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、県立学校教職員に過重労働対策を実施します。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策

心の健康問題の早期発見と適切な対応及び再発防止のために「三重県公立学校教職員精神保健管理実施要綱」に基づき、精神保健に関する普及啓発事業、相談事業、研修事業、健康審査会、職場復帰支援等を行います。

(4) 児童手当の支給

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき、中学校修了前の子どもを養育している教職員に対し、児童手当を支給します。

(5) 教職員住宅の管理

教職員の福祉に資するため、教職員住宅の維持管理を行います。

(6) 勤労者財産形成貯蓄事業

勤労者財産形成促進法に基づき、小・中学校教職員の一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の手続を行います。

(7) 教職員生涯生活設計の支援

教職員及び退職者が生涯生活を自ら充実できるよう、三重県教職員等生涯生活設計第4次推進計画に基づき、ライフプランセミナー等を実施します。

(8) 公立学校共済組合事業

公立学校共済組合は、「地方公務員法第43条」及び「地方公務員等共済組合法」に基づき設置されており、組合員及び家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、医療給付、年金給付、人間ドック等の健康保持増進事業及び宿泊施設の管理運営等の事業を実施します。

(9) 一般財団法人三重県公立学校職員互助会事業

公立学校職員互助会は、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されており、会員及び家族の福利厚生を増進を図ることを目的として、医療費補助等の給付、貸付、保険、法律相談等の事業を実施します。

《高校教育課》

課長 長谷川 敦子
(電話 059-224-3002)

1 確かな学力等の育成

- (1) グローバル化が急速に進展する中、将来、国際的な舞台で積極的に活躍・発信できるよう、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、主体的に行動する「主体性」、郷土への愛着と誇りを持ちつつ、異なる文化・伝統に立脚する人々とも協働しながら成長し新しい社会を創造する「共育力」、外国語で積極的にコミュニケーションを図る「語学力」の育成を図ります。
 - ・高校生グローバル教育推進事業
- (2) 理数及び英語教育の充実に向けて取り組む県立高等学校を指定し、先進的・発展的な学習を進めるとともに、平成28年に開催される国際地学オリンピック日本大会（三重大会）の準備等を実施します。また、専門高校を中心に、より高度な技術の習得や難易度の高い資格の取得等を目指せるよう、大学や企業等との連携、さらには学科間の連携及び指導方法の研究を行います。
 - ・「志」と「匠」の育成推進事業
- (3) 県立高等学校の生徒に対し、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校において生徒の学力や学習状況等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、校内の体制作りや効果的な指導方法等を研究します。
 - ・高校生学力定着支援事業
- (4) 核家族化が進行し、世代間や地域の結びつきが弱くなる中、生徒が将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深めるよう、県立高等学校において、ライフプランに係る講演会の実施やリーフレット「TUNAGU～ライフプランを考えてみよう」の活用、幼稚園や保育園における実習等を進めます。
 - ・高校生ライフプラン教育推進事業

2 国際理解教育及び外国人生徒教育の推進

- (1) 語学指導等を行う外国青年（外国語指導助手、ALT）を招致し、国際理解教育を充実します。
 - ・語学指導等を行う外国青年招致事業
- (2) 年々増加する日本語指導が必要な外国人生徒に対応するため、拠点となる県立高等学校に外国人生徒支援専門員（2名）を配置し、高等学校における日本語指導が必要な外国人生徒に配慮した指導事例集の作成と教職員

に対するJSLカリキュラム研修会の実施、進路指導や教育相談等の支援に取り組みます。

- ・社会的自立を目指す外国人生徒支援事業

3 産業教育の充実

本年度開催する第25回全国産業教育フェア三重大会に向けて産業界等と連携し、県民をはじめ広く全国に対し、学習成果が発表できるよう準備を進めるとともに産業教育の充実を図ります。

- ・全国産業教育フェア準備委員会事業

4 キャリア教育の推進と就職対策

地域と連携して小・中・高等学校の体系的なキャリア教育を推進し、児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するとともに、キャリア教育の有効な取組である就業体験（職場体験、インターンシップ、デュアルシステム、しごと密着体験等）の拡大・充実を図ります。

また、高校生の進路実現が図られるよう、関係機関と連携した就職対策や、進学指導に関する課題を共有する学校間の連携した取組を充実します。

- ・キャリア教育実践プロジェクト事業
- ・高校生就職対策緊急支援事業

5 文化芸術活動の推進

各校の文化芸術活動を通じて、生徒の創造力の育成と専門的な技能の向上を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成します。

- ・高校芸術文化祭事業

6 教育設備の充実

産業教育用設備、理科教育用設備等の計画的な整備を図るとともに、老朽化の著しい機器を修繕・更新します。

- ・職業教育設備費
- ・理科教育等設備整備費

7 情報教育に係る設備の充実

パソコン教室の機器を更新するとともに、高等学校案内ホームページの更新や、県立学校の図書館資料共有ネットワークの運用管理を行います。

- ・情報教育充実支援事業

8 学校評価の推進

平成24年度から全県立学校に学校関係者評価を義務化しました。各校の

自己評価を検証し、精度を高めるとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画が促進されるよう支援します。

- ・ 県立学校協創活動支援事業費

9 入学者選抜事務

入学者選抜を円滑に実施するため、実施要項を作成するとともに、中学校及び県立高等学校を対象に事務説明会を実施します。

- ・ 入学者選抜事務費

《小中学校教育課》

課長 上村 由美
(電話 059-224-2963)

1 学習指導の充実

(1) 道徳教育の推進

道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、道徳教育推進教師を中心とした学校が一体となった推進体制づくりや学校関係者評価等の活用による学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。また、「特別の教科 道徳」（「道徳科」）の本格実施に向けて、市町教育委員会に情報提供を行うとともに、道徳教育用教材「三重県 心のノート」、「私たちの道徳」等、教材の適切な活用を支援することにより、道徳教育の一層の充実を図ります。

- ・道徳教育総合支援事業

(2) 教科用図書の採択及び給与にかかる事務

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択事務が公正かつ適正に行われるよう教科用図書選定審議会を開催するとともに、教科用図書展示会等を実施します。

また、すべての義務教育諸学校を対象に説明会を実施して、給与事務の円滑な実施を図ります。

(3) グローバル人材の育成

平成26年2月に策定した「グローバル三重教育プラン」の一環として、国際社会で活躍する人材を育成するため、小学校3年生から「聞くこと」「話すこと」を中心とした英語教育を進め、コミュニケーション能力の素地を養います。中学校における「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の育成を見据え、小学校においてALTを活用し、フォニックス（英語の発音と綴りの関係を表すルールを学ぶ学習法）やレゴブロック等を活用した英語指導法の実践的な研究を行います。

- ・小学校における英語コミュニケーション力向上事業

(4) 土曜日の授業

土曜日の授業等の実施状況にかかる情報収集に努めるとともに、各市町教育委員会と連携を密にし、土曜日の教育活動はもとより、放課後や長期休業期間を有効に活用した児童生徒の学力向上等のための取組を推進します。

- ・土曜授業推進事業
- ・地域による土曜日等の教育支援事業

2 開かれた学校づくりの推進

(1) 保護者や住民等の学校運営や教育活動への参画の促進

コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の導入及び取組の充実を図

り、保護者や地域住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域とともにある学校づくりを推進します。

- ・地域と協働する学校運営支援事業

(2) 地域による学校支援の体制づくりの推進

地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動を推進します。

- ・地域による学力向上支援事業
- ・補習等のための指導員等派遣事業

(3) 地域資源を活用した郷土教育の推進

三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育を、学校と地域が連携して推進することにより、子どもたちの郷土を愛する心を育むとともに、誇りと自信を持って三重の良さを発信できる人づくりを進めます。

- ・「ふるさと三重」郷土教育推進事業

3 外国人児童生徒教育の充実

(1) 就学支援及び受入体制の整備

外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。

- ・就学促進員を活用した就学案内・相談
- ・「初期適応指導教室」（日本語の初期指導等を集中的に行う機関）の取組への支援

(2) 初期の日本語指導及び学校生活への適応指導の充実

生活言語の習得に必要な初期の日本語指導や、学校生活への適応指導の充実を図ります。

- ・外国人児童生徒巡回相談員の配置
- ・外国人児童生徒教育専門員の配置

(3) 学習言語習得のための効果的な日本語指導及び進路指導の推進

日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム）の実践研究を進め、効果的な指導事例の普及・活用を推進します。

- ・外国人児童生徒のための教科指導研究事業
- ・進路ガイダンスの開催

《学力向上推進プロジェクトチーム》

担当課長 山田 正廣
(電話 059-224-2931)

1 みえの学力向上県民運動の促進

「みえの学力向上県民運動」の一層の充実を図るため、チェックシートを活用したキャンペーン期間を2回から3回に拡充し、実施後の有効活用の促進により、家庭での生活習慣や読書習慣等の確立の一層の充実を図ります。

また、地域で開催される研修会等への推進委員の派遣を積極的に行います。

みえの学力向上県民運動のこれまでの総括として「成果発表県民大会」を開催するとともに、「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催します。

- ・みえの学力向上県民運動推進事業

2 全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの活用

平成26年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、市町教育委員会と危機感を共有し、校長のリーダーシップに基づく学校全体としての組織的な取組を推進し、全小学校を含む約400校の学校訪問を積極的に行います。

全国学力・学習状況調査の自校採点の分析による早期からの授業改善の促進や、国の調査官を招聘しての講演会や授業研究の地域別開催、県の指導主事等による授業実践などを通して、教員の指導力向上を進めます。調査結果については、定量的な方法による公表、学校質問紙調査の公表についても促進し、課題を共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力向上に取り組みます。

みえスタディ・チェックの実効性を高めるため、現場の声や他県の状況等を踏まえ、原則年1回(小4、5、中1、2で実施。小5、中2のみ2月にも実施)とし、全ての小中学校での実施・活用を徹底します。

また、ワークシートを冬季休業までに約1000本に拡充し、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック及びワークシートの相互の関連問題を整理して提示し、一体として活用することを促進します。

- ・「確かな学力」を育む総合支援事業
- ・フューチャー・カリキュラム実践研究事業

3 実践推進校における学力向上のための支援

実践推進校(100校)での非常勤講師の活用や学力向上アドバイザー等の派遣によるチーム・ティーチング、習熟度別少人数の推進や、3点セットの活用、組織的・継続的な授業改善を支援します。

- ・「確かな学力」を育む総合支援事業

4 地域における支援

東紀州地域において尾鷲市駐在職員が中心となって、市町教育委員会との連携を密にし、校内研修に課題のみられる学校への重点指導を行うとともに、学習指導要領に基づく授業改善が進められるよう情報の共有を行います。

《特別支援教育課》

課長 森井博之
(電話 059-224-2961)

1 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

(1) 早期からの教育支援体制の充実

発達障がいを含む障がいのあるすべての幼児児童生徒について、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用し、早期からの一貫した教育支援体制を促進します。特に中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて取組を進めます。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域の小中学校、高等学校等の要請に応じて特別支援教育コーディネーター等を派遣し、研修会への支援や小中学校等への教育相談を実施し、組織的な指導・助言の充実を図ります。

(3) 就学に係る支援の充実

三重県障害児就学指導委員会条例に基づき、障がいのある子ども・保護者への早期からの一貫した支援体制を整備し、円滑な就学を推進します。就学事務担当者説明会等の会議を開催し、市町教育委員会との情報共有や「教育支援の手引き」を活用した指導・助言を行うことにより、適切な就学を支援します。

①就学事務担当者説明会等の開催 県内5地区各2回

②三重県障害児就学指導委員会及び専門員会議の開催 各1回

(4) 教員の専門性の向上

市町及び県立学校において特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材の育成を進めるため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催します。

(5) 高等学校における発達障がいのある生徒への支援

発達障がい支援員（5名）による巡回相談を実施し、適切な指導と支援を充実させます。また、県立高等学校3校をモデル校として指定し、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法のあり方に関する研究を推進します（事業指定校：桑名北高等学校、北星高等学校、みえ夢学園高等学校）。

(6) 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者を支援するため、外国人児童生徒支援員（2名：ポルトガル語1名、スペイン語1名）を派遣し、指導と支援に必要な情報の翻訳及び個別面談や家庭訪問等での通訳を実施します。

2 特別支援学校メディカル・サポート事業

口腔・鼻腔内等の喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校において、教育と健康を支え、精神的自立を促し、付き添う保護者の負担軽減を図るため、教員が常勤講師（看護師免許所有）と連携・協力して医療的ケアを実施します。

3 特別支援学校就労推進事業

(1) 特別支援学校就労推進事業

特別支援学校の生徒が、職場実習先を自己選択・決定できる受入企業を十分に確保するため、企業経験豊かな外部人材を活用して、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を充実させるとともに、関係部局、企業、NPO等と連携し、事業所就労者の増加を図ります。

(キャリア教育マネージャー：1名、キャリア教育サポーター：6名)

(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラム構築事業

特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に係るコース制を導入する学校の拡大、早期からの職場実習の実施、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの促進等を通して、特別支援学校におけるキャリア教育を進めます。

4 特別支援学校スクールバス等運行委託事業

特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒が、安全で身体的にも安定した状態で通学できるよう、スクールバスを運行します。

くわな特別支援学校	4台	北勢きらら学園	6台
西日野にじ学園	4台	杉の子特別支援学校 及び同石薬師分校	4台
城山特別支援学校	3台	稲葉特別支援学校	4台
盲学校	1台	玉城わかば学園	6台
度会特別支援学校	4台	伊賀つばさ学園	4台
東紀州くろしお学園3台(分校1台)		県有(リフト付)	1台

(合計44台)

5 特別支援学校教育内容充実事業

「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づく整備を円滑に進めるため、市町等関係機関及び特別支援学校との情報共有及び連携を図ります。また、特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加にともなう学校施設の狭隘化等の課題に対応するために、教育施設を借用し教育環境の充実を図ります。

6 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業

学校教育活動の一環として、様々な障がいのある児童生徒の実態に応じた学校給食が実施できる体制を整えます。

7 特別支援学校就学奨励費

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に在籍し就学奨励費の受給を希望する幼児児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励に取り組めます。

《生徒指導課》

課長 芝崎 俊也
(電話 059-224-2332)

1 すべての子どもが輝く学校づくり支援事業

いじめや暴力行為、不登校等の未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、10 中学校区を指定し、児童生徒の実態把握を基にした子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。取組内容としては、全国の未然防止の取組事例の紹介、いじめ防止基本方針をより実効的なものにする工夫、及びスクールソーシャルワーカーを活用しての事例検討等を行います。また、推進校区を中心とした研修会を充実するために、要請に応じて専門家の講師や生徒指導主事等を派遣します。

2 スクールカウンセラー等活用事業

学校の相談体制を充実するとともに、関係機関との連携により課題の解決を図るため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを、小中学校及び高等学校に効果的に配置・派遣し、さまざまな生徒指導上の問題解決のための取組を進めます。

※ スクールカウンセラーの配置 472 校（小 294 校、中 142 校、高 36 校）

[注] 学びの環境づくり支援事業を除く

※ スクールソーシャルワーカーの配置 8 名（県教育委員会に配置）

3 学びの環境づくり支援事業

子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、従来のスクールカウンセラー活用事業の取組に加え、中学校区を単位として重点的に取り組む校区にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の途切れのない支援を進めるなど、教育相談体制の充実・活性化を図ります。

※ スクールカウンセラーの配置 59 校（小：44 校、中：15 校）

4 生徒指導特別指導員活用事業

生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員（警察経験者及び教員経験者等）を小中学校及び高等学校に派遣し、学校や生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。また、各地における学校警察連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

※ 生徒指導特別指導員等 12 名（県教育委員会に配置）

5 いじめ・不登校対策事業

いじめや不登校の未然防止を図るため、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について調査研究を行い、実践研究校における成果や取組を県内の学校等に周知します。また、フリースクール等民間施設との連携を進めている市町を支援することにより、不登校児童生徒の活動スペースを広げる取組を推進します。

6 学校問題解決サポート事業

学校だけでは解決できない生徒指導上の問題に対応するため、「学校問題解決サポートチーム」を学校に派遣して指導・助言するとともに、弁護士等と連携して、問題解決に向けた支援を行います。また、さまざまな問題行動に対して適切な初期対応ができる力量を高めることをねらいとした講座を各校種1回ずつ開催し、学校の対応力の向上を図ります。

7 スマートフォンの危険から子どもを守る事業

スマートフォンを持ち始める小学校3年生から中学校3年生を対象に、モデル小中学校45校において、児童生徒の情報機器の利用に関する知識、理解、態度をみるための「ネット検定」を年間2回実施します。これにより、児童生徒の実態を把握し、改善に向けた指導を行うことで、情報モラルや危険回避能力の育成を図ります。

また、スマートフォン等の適切な利用について、児童生徒が自分自身の問題として主体的に考え、取り組むことが大切であることから、意見交流等を行う会（高校生サミット）を実施して、スマートフォン等の問題を生徒自身が考えるとともに、討論した内容を各学校に発信し、取組を働きかけることにより、インターネット社会を生き抜く力の育成につなげていきます。

さらに、児童生徒に関わるサイトの検索・監視や保護者を対象とした「ネット啓発講座」を引き続き実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。

8 学校安全推進事業

文部科学省の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を活用した通学路安全対策アドバイザー等を派遣し、交通安全や防犯上の対策等を検討するとともに、学校安全総合マップづくりの支援も行う等、学校や通学路等における安全対策を推進します。

また、高校生の防犯意識を高め、危機予測や回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修を通して防犯教育の推進を図ります。

《人権教育課》

課長 松村 智広
(電話 059-224-2732)

1 人権感覚あふれる学校づくりの推進

(1) 人権感覚あふれる学校づくり事業

県立学校において、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、「人権学習指導資料」等の効果的な活用、人権尊重の授業づくり、小中学校や多様な主体との連携の場づくり等について実践的研究を行います。

また、研究の成果を広く県内に公開・発信します。

(2) 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

指定校及び指定中学校区（5指定校、4指定中学校区）において、「三重県人権教育基本方針」に即した「人権感覚あふれる学校づくり」の先進的な実践研究を行い、その取組手法や指導内容等を普及させることを通して、県内小中学校における人権教育の充実を図ります。

2 人権尊重の地域づくりの推進

(1) 学びを保障するネットワークづくり事業

教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、いじめなどの背景にある課題を解決し、未然に防止するための地域連携の仕組みとして、「子ども支援ネットワーク」を8中学校区に構築します。

また、「子ども支援ネットワークづくり」推進教員に対し、校種間連携や多様な主体との協働等、実践的な場面において支援をするとともに、研修会・交流会等を実施し資質向上を図ります。

3 教育関係者の取組への支援

(1) 人権教育広報・研究事業

教職員を対象に、人権学習教材や人権学習指導資料を効果的に活用するための講座の実施、先進的な指導方法や実践事例の情報提供等を行います。また、人権教育推進に係わる相談に対応し、各学校等で人権教育が効果的に推進されるよう支援します。

(2) 人権教育研修事業

小・中・県立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職及び人権教育推進委員会等代表者などの資質や指導

力の向上を図ります。

また、人権教育について専門性をもって実践できる教職員を養成し、その人材を活用するための支援を行います。

(3) 小学校版「人権学習指導資料」作成事業

小学校を対象に教職員用人権学習指導資料を作成・配付し、その活用を促進することにより、「三重県人権教育基本方針」が示す「個別的な人権問題」に係わる学習活動の充実を図ります。

4 その他

(1) 進学奨励事業

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の終了までに進学奨励金の貸与の決定を受けていた者について、返還免除や返還等に係る事務を行います。

1 子どもの体力向上

(1) 子どもの体力向上総合推進事業

- ア 体力向上推進アドバイザーが県内の小学校を訪問し、体力テストの継続実施と結果の有効活用等について指導・助言を行うことによって、体力向上に向けた学校の取組を促進します。
- イ 体育・スポーツを学ぶ高校生を体力向上サポーターとして小学校に派遣し、体育の授業等で子どもたちの運動の支援を行うなど、学校の活動をサポートします。
- ウ 学識経験者、体力向上推進アドバイザー、体力向上サポーター、保護者、学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組について検討を進めます。
- エ 学校における子どもの体力向上取組や、運動習慣・生活習慣・食習慣の形成に向けた取組発表等の場として「みえ子どもの元気アップフェスティバル」を開催し、広く県民に対して子どもの体力向上に関する気運の醸成を図ります。

(2) 学校体育充実事業

① 学校体育指導力向上事業

- ア 教科体育・保健体育の指導力の向上を図る研究協議会・講習会を開催します。
- イ 体力テストの普及・定着に向けた説明会・研究協議会を開催します。
- ウ 児童生徒の体力・運動能力調査の実施及び結果の集計や報告をします。
- エ 学校体育研究団体等への指導・助言をします。

② 武道等指導充実・資質向上支援事業

- ア 三重県柔道協会、三重県剣道連盟、三重県相撲連盟等と連携し、指導者の人材データベースを作成・活用するとともに、地域の武道・ダンス指導者を保健体育科授業の外部指導者として中学校へ派遣し、安全に配慮した効果的な指導が行われるよう学校を支援します。
- イ 保健体育科教員及び外部指導者を対象に、武道種目（柔道・剣道・相撲）の指導力向上に関する講習会を開催します。

(3) 運動部活動充実事業

① 運動部活動指導者充実事業

- ア 高等学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣します。
- イ 高等学校及び中学校の部活動において、効率的かつ効果的な運営ができる指導者を育成するため、「運動部活動指導者研修会」を開催し、指導者の資質・指導力の向上を図ります。
- ウ 運動部活動への関心を高めるため、県内外の大会において優秀な成績を収めた高等学校及び中学校の生徒や指導者を顕彰します。

② 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

中学校及び高等学校の運動部の指導に、先見的な知見を有するスポーツ指導者を派遣することにより、学校が先進的な指導体制や指導の工夫・改善の実践研究を行うことにより、効果的な運動部活動の充実を図ります。

また、指導者を対象とした指導方法等の改善につながる「部活動マネジメント研修」や習熟度別研修を実施し、指導者の資質向上を図ります。

(4) 運動部活動支援事業

① 学校体育大会開催事業

中学校、高等学校等の県体育大会、東海大会の開催に要する経費を負担します。

② 全国・ブロック体育大会引率教員旅費

中学校、高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の引率教員にかかる旅費を支給します。

③ 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業

中学校の全国体育大会及び高等学校等の全国・ブロック体育大会に出場する生徒の派遣に要する経費を補助します。

2 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備

(1) 2018インターハイ開催準備推進事業

高校生最大のスポーツの祭典である平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、関係機関・団体との連絡・調整を行い大会開催準備の推進を図るとともに、環境整備が必要な高校生運動部活動の備品等について、整備を進めます。

(2) 2018インターハイ三重県準備委員会支援事業

平成30年度全国高等学校総合体育大会の主催者として、三重県準備委員会を中心に、大会に必要な準備を進めます。

さらには、三重県準備委員会での調整を進め、機能を拡大した実行委員会を設置します。

3 健康教育の充実

(1) 学校保健総合支援事業

- 県内の健康課題とそれらへの対策を検討するため、県医師会、県歯科医師会、県健康福祉部、学校関係者等からなる協議会を設置します。
- 「歯と口の健康づくり」「メンタルヘルス」の2つの課題における推進地域や推進校を指定し、課題ごとに組織された支援チームを学校に派遣し、保護者、児童生徒、教職員等に対する講話や講演会等を行います。

(2) がんの教育総合推進事業

- 医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を設置し、教材の利活用の検討や指導方法の検証を行います。
- モデル地域の学校に専門医を派遣し、授業実践を行います。
- 小学校版教材を公立小学校に配付します。

(3) 学校給食・食育推進事業

① 学校給食・食育支援事業

子どもが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携した体制整備の支援を行うとともに、学校給食の衛生管理や異物混入防止の徹底を図ります。

また、先進的な取組の実践発表や食育推進のための食育講習会を開催します。

② スーパー食育スクール事業

大学の学識経験者等の外部専門家等を活用し、学校、家庭、地域、関係機関等と連携を図りながら、スーパー食育スクール指定校の県立久居農林高等学校における食育の推進を図るとともに、取組内容や成果を県内に普及啓発します。

(4) ライフプラン教育総合推進事業

○ 妊娠・出産等に関する高校生の学び支援事業

学校が産婦人科医、助産師等の専門家を招聘し、生徒、教職員、保護者等に対して、学校や生徒の実態に応じた妊娠、出産の医学的知識等の習得に関する講座や講習会等の開催にかかる支援を行います。また、教職員を対象にした講演会を開催します。

1 社会教育の推進

(1) 社会教育推進体制の整備

地域における社会教育の推進をはかるため、三重県社会教育委員の会議を年3回程度開催し、社会教育振興のための助言や提言を受けます。また、県内社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や意見交換、人材育成等を行います。

(2) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校等が相互に連携・協力して、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

さらに、三重県子ども読書活動推進会議等において今後の全県的な読書活動推進のための具体的方策等を検討し、計画に基づく取組の推進と県内関係機関等への周知に努めます。

(3) みえの学力向上県民運動の推進

① 学力向上のための読書活動推進事業

読書活動をとおして、子どもたちの文章を読んで内容を理解する力や、内容をまとめて書く力を向上させます。

学校司書未配置の小中学校に専門性の高い図書館司書有資格者を派遣し、学校図書館を活用した効果的な授業実践の方法や、学校図書館の管理運営方法を学ぶための支援を行います。また、読書習慣・生活習慣チェックシートを活用するなど、家庭と連携しながら読書習慣の形成に向け、家族で読書を楽しむ「ファミリー読書」を推進します。

② 学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業

ビブリオバトル（書評合戦）をとおして、高校生が自ら進んで読書に親しむきっかけをつくり、思考力・判断力・表現力等を育成します。

大学や企業等と連携し、県内6地域大会と県大会を開催し、県大会優勝者を全国大会へ派遣します。

③ 「みえの学び場」づくり

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって子どもたちの学力を育ていく素地づくりとして、「みえの学び場」を実施します。

各市町において活動する「まなびのコーディネーター」を県が委嘱し、コーディネーターは学校等のニーズをもとに、地域住民による「まなびのボランティア」を調整し、子どもたちの体験活動等を支援します。

(4) 鈴鹿青少年センターの管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ります。

(平成25年4月から、(公財)三重県体育協会を指定管理者として指定)

(5) 熊野少年自然の家の管理運営

優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な少年の育成を図ります。

(平成 25 年 4 月から、(有)熊野市観光公社を指定管理者として指定)

2 文化財管理

(1) 文化財保存管理事業

① 保護審議会・審査会

三重県文化財保護審議会を年 2 回程度開催し、文化財の保存と活用に関する重要事項について、調査・審議し、指定等の答申、重要事項について建議を行います。

銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護するため、銃砲刀剣類登録審査会を年 5 回開催し、審査・登録を行います。

天然記念物紀州犬・日本鶏の保存・繁殖を促進するため、天然記念物紀州犬審査会及び天然記念物日本鶏審査会をそれぞれ年 1 回開催し、優良個体の審査・登録を行います。

② 指定文化財管理

国・県指定文化財等の管理・保存状況を把握するとともに、適切な処置を講じるため、文化財保護指導委員による巡視調査や、現状変更等の保護管理事務を行います。

③ 文化財保護事業

国・県指定文化財等の保護事業に対して補助し、適正な文化財保存と活用を図ります。

(2) 地域文化財総合活性化事業

貴重な地域資源である文化財を単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる財産と位置づけ、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランの提案、文化財の所有者や地域住民等による文化財の活用及び災害に備えた事業のいずれかと組み合わせ、文化財の修復事業を支援します。

(3) 天然記念物保存対策事業

地域を定めない天然記念物（カモシカ、オオサンショウウオ等）など、保護対策上、広域的な調査や管理が必要なものについて、県が事業主体となり、各種調査や保存対策を実施します。

特別天然記念物カモシカについては、紀伊山地と鈴鹿山地において、それぞれ生息状況を確認する通常調査や生息環境をより広範囲かつ詳細に調査する特別調査を奈良県や和歌山県など関係機関と連携して行います。

(4) 世界遺産熊野古道保存管理事業

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携した取組を進めます。

(5) 世界に誇る三重の文化財記録事業費

平成26年度から2か年、「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」について、海女漁の操業等の現況を映像記録化し、海女保存会と連携して海女漁の文化財的価値について保護継承を図ります。

3 埋蔵文化財センター

(1) 管理運営

① 管理運営

埋蔵文化財センターが収蔵する文化財の適切な保管を行うとともに、埋蔵文化財年報を刊行し、埋蔵文化財の保護を図ります。

② 発掘調査公開活用事業

発掘調査現場を活用した現地説明会や展覧会の開催、出前講座をはじめとする各種総合学習支援事業を通じて、発掘資料の幅広い活用を積極的に図ります。

ア 普及啓発事業

出土文化財の展示公開事業を開催するほか、児童生徒及び教職員が生きた教材として埋蔵文化財を活用できるよう、出前講座を実施します。また、研究紀要を発行し、活用のための資料化を進めます。

イ 研修事業

埋蔵文化財に関する専門的知識と技術の修得のため、教職員研修、市町職員研修、行政基礎講座等を実施し、文化財保護行政の充実や学校教育、生涯学習の場における活用を推進します。

(2) 埋蔵文化財保存事業

受益者負担が生じる県公共事業地内における埋蔵文化財の状況を確認するとともに、破壊を免れない部分の緊急発掘調査を実施して記録保存を行います。

(3) 受託発掘調査事業

・受託発掘調査事業

国、中日本高速道路等の事業地に係る埋蔵文化財について、委託を受け、記録保存のための発掘調査を行います。

《研修企画・支援課》

課長 谷口 雅彦
(電話 059-226-3512)

1 教職員研修にかかる庶務・経理及び財務管理

- (1) 教職員研修にかかる庶務・経理事務を一元的に行い、予算等を適切に執行します。
- (2) 三重県総合教育センターの施設管理及び教職員研修の各事業にかかる財産管理を行います。

2 教職員研修にかかる事業の企画調整

研修事業等の企画調整を行い、教職員研修の各事業を実施します。

- (1) 教職員研修の各種事業の運営にかかる基本方針の策定
- (2) 研修講座の構築及び研修事業の企画調整
- (3) 大学等教育関係機関との連携
- (4) 各研究協議会等全国・県内組織の総合調整
- (5) 派遣研修（新教育大学等大学院教員派遣、内地留学、社会体験研修、県外研修等）の実施

3 学校改善活動（学校マネジメント）研修

学校改善活動の浸透・定着を図るため、新任管理職へのマネジメント研修を始めとして、学校、教職員を支援します。

- (1) トップマネジメント研修（三重の教育談義を含む）
- (2) 学校組織力向上リーダー研修
- (3) 学校関係者評価研修
- (4) 学校マネジメント実践事例交流会

4 教職員の授業力向上推進事業

子どもたちの学びを支えるため、授業や学級づくりに対する教職員の専門性を高め、教職員の授業力の向上を図ります。

- (1) みえの教職員授業力向上研修事業の企画運営
- (2) 「学校・学級づくり」向上事業の企画運営
- (3) 若手教員実践的指導力向上支援事業の企画運営

5 教育相談

教育相談をとおして、子どもたちの心の問題等に適切な支援を行うとともに、学校等における教育相談活動を支援します。

また、教職員が子どもたちの心の支援を行うため、心理臨床的視点から

専門的な研修を実施します。

- (1) 教育相談の実施
- (2) 学校における教育相談活動の支援
- (3) 教育相談ベーシック研修（教育相談講演会含む）の企画運営
- (4) 教育相談専門研修の企画運営
- (5) ケース・カンファレンスの企画運営
- (6) 教育相談地域支援研修の企画運営
- (7) セクシュアル・ハラスメントに関する相談
- (8) いじめ電話相談の実施
- (9) 学校サポート相談事業の企画運営

6 指導力向上支援

研修受講者の指導力や資質の向上を支援します。

- (1) 指導改善研修及び教員フォローアップ研修の企画実施
- (2) 職務遂行能力向上支援研修の企画実施
- (3) 研修受講者への指導助言

7 研修企画研究事業

- (1) 教育課題に関する調査研究
- (2) 教育情報提供
 - ①各種教育情報・資料の提供
- (3) ふれあい科学教室の実施

《研修推進課》

課長 大川 暢彦
(電話 059-226-3571)

1 基本研修

より質の高い教育活動を行うため、教職員の経験年数や役割に応じた研修を実施し、実践的指導力及び職務遂行能力の向上、実践意欲の喚起を図ります。また、授業力の向上をめざすため、みえの教職員授業力向上研修事業による研修を実施します。

- (1) 教諭研修（初任、教職2～3年次、教職6年次、教職経験11年次、授業実践研修及び学級経営力・生徒指導力向上研修を含む、スパイラル研修）
- (2) 養護教諭研修（新規採用、教職6年次、教職経験11年次）
- (3) 栄養教諭研修（新規採用、教職6年次）
- (4) 特別支援学級等新担当教員研修
- (5) 幼稚園等教員研修（新規採用、教職経験11年次）
- (6) 常勤講師等研修（常勤講師、養護助教諭、学校栄養補助員 等）
- (7) 採用前研修※任意

2 管理職研修

新任管理職を対象に研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1) 管理職研修（新任教頭、新任校長）

3 主幹教諭等研修

新任主幹教諭・新任指導教諭を対象に、より質の高い教育活動を行うため、ミドルリーダーとしての学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1) 主幹教諭等研修（新任主幹教諭、新任指導教諭）

4 学校事務職員研修

学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動を行うため、専門的能力を活用した学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

- (1) 学校事務職員研修（採用前、新規採用、経験者、主査前期、主査後期、共同実施リーダー等）

5 教科等研修

教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化および指導技術の向上をめざします。

- (1) 各教科の研修、小学校外国語活動、道徳、総合的な学習の時間
- (2) 授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座）
- (3) 理数系教員養成拠点構築プログラム事業（三重大学と共同実施）
- (4) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議（文部科学省の委託事業）

6 テーマ研修

さまざまな教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施します。

- (1) 人権教育研修
- (2) 特別支援教育研修 *
- (3) 多文化共生教育研修
- (4) 外国人児童生徒教育研修 *
- (5) キャリア教育研修 *
- (6) 学級経営研修
- (7) 生徒指導研修
- (8) 乳幼児教育研修
- (9) 環境教育研修

*は「今日的な教育課題に対応する研修」としての位置づけ

7 情報教育研修

児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上をめざします。

- (1) 情報教育研修（情報モラル、プレゼンテーション等）
- (2) 教員ICT活用指導力向上講習会

8 職務・職能研修

職務に関する知識・理解の拡充と深化及び技能・技術の向上をめざします。

- (1) 養護教諭研修
- (2) 学校給食栄養管理者研修
- (3) 学校給食関係職員研修
- (4) 実習助手研修
- (5) 学校事務職員研修
- (6) 学校司書研修
- (7) 現業職員研修
- (8) 管理職研修

9 ブロック別研修

市町教育研究所等との連携による、教科等を中心とした共催講座を開催します。

10 ネットDE研修

悉皆研修や集合研修の事前研修としてネットDE研修を組み入れる（ブレディング研修）など、効果的・効率的な実施をさらに推進していきます。